

平成二十年四月二十二日

第十一回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会議事録

東京都中央卸売市場

目次

・開	会	1
・新	委員紹介	2
・市	場長あいさつ	3
・議	事	4
一	・審議事項	4
・閉	会	15

日時 平成二十年四月二十二日（火）

午後一時三〇分

場所 東京都庁第一本庁舎四十二階

特別会議室A

出席者

会 長	村 山 益 美	学校法人順心広尾学園理事
会 長 代 理	青 山 和 夫	元東京都中央卸売市場長
委 員	磯 村 信 夫	東京都花き振興協議会副会長
〃	伊 藤 興 一	東京都議会議員
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	伊 藤 宏 之	東京魚市場卸組合連合会会長
〃	大 澤 誠 司	東京青果卸売組合連合会会長
〃	大 西 さ と る	東京都議会議員
〃	大 西 由 紀 子	東京都議会議員
〃	菅 東 一	東京都議会議員
〃	國 井 克 美	東京都花き振興協議会副会長
〃	近 藤 一 夫	東京都食肉事業協同組合理事長
〃	齋 藤 壽 典	社団法人大日本水産会常務理事
〃	椎 名 宏 行	全国農業協同組合連合会園芸農産部長

幹

事

柴本 勲	京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会事務局長
鈴木 あきまさ	東京都議会議員
高野 喜八郎	東京食肉市場卸商協同組合理事長
武井 喜一	東京中央市場青果卸売会社協会副会長
寺内 正光	東京食肉市場株式会社取締役社長
名和 三次保	東京都生活協同組合連合会会長理事
羽根川 信	築地市場労組従組連絡協議会副議長
細川 允史	酪農学園大学教授
山根 香織	主婦連合会副会長
横山 俊夫	東京都花き振興協議会会長
比留間 英人	中央卸売市場長
大野 精次	中央卸売市場管理部長
大橋 健治	中央卸売市場市場政策担当部長
後藤 明	中央卸売市場調整担当部長
越智 利春	中央卸売市場新市場担当部長
宮良 眞	中央卸売市場新市場建設調整担当部長
野口 一紀	中央卸売市場参事（特命担当）
河村 茂	中央卸売市場参事（新市場建設技術担当）
荒井 浩	中央卸売市場事業部長
鈴木 達夫	福祉保健局市場衛生検査所長

書

記

萱場明子

中央卸売市場管理部総務課長

大野克明

中央卸売市場管理部市場政策課長

飯田一哉

中央卸売市場管理部財務課長

大里直恵

中央卸売市場管理部新市場建設課長

石田望

中央卸売市場管理部副参事（広報・計画担当）

熱田秀

中央卸売市場管理部食肉事業推進担当課長

松村大

中央卸売市場事業部業務課長

伊藤達也

中央卸売市場事業部施設課長

第十一回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三〇分 開会

開 会

司会（松村） 大変お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第十一回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様方には、ご多用のところご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

私、当協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の松村でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

まず最初に、定足数の確認をさせていただきますと思います。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。ただいま協議会委員二十八名中二十三名の方にご出席いただいております。定足数に達しており、本会は有効に成立しておりますので開会させていただきますと思います。

本日、四名の方から、あらかじめ欠席のお申し出をいただいております。井口委員、大武委員、中野委員、藤島委員でございます。また、名和委員は少々おくれるというご連絡が先ほどございました。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に配付させていただきました資料ですが、順番に本日の協議会の次第、協議会の委員の名簿、座席表、諮問文の写し、審議事項、それぞれ資料となっております。また、別紙といたしまして、委託手数料弾力化の関連表を席上に配付させていただいております。もし、お手元のないよう

な場合は、お申し出をいただければと思います。なお、諮問文につきましては村山会長にお渡ししているところがございます。以上、資料の確認でございました。

それでは、この後は村山会長に議事進行をお願い申し上げます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

村山会長　それでは、ただいまから第十一回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきますと存じます。大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、東京都から付されております諮問内容につきまして審議を予定しております。委員の皆様方には、円滑な進行にご協力をいただくよう、あらかじめお願い申し上げます。

新委員紹介

村山会長　それでは、ここで新しく就任されました委員をご紹介させていただきます。前回の協議会以降、新任となられた方でございますが、柴本勲委員でございます。

柴本委員　柴本です。よろしく願います。

村山会長　よろしく願います。なお、引き続き委員をお願いしている皆様につきましては、まことに恐縮でございますが、時間の都合もございますので、お手元にお配りしてございます東京都中央卸売市場取引業務運営協議会委員名簿をもちまして、紹介にかえさせていただきますと思います。

続きまして、幹事につきましても、お手元にお配りしてございます幹事・書記名簿をもちまして、ご紹介にかえさせていただきますと思います。

それでは、お手元に配付してございます協議会の次第に従いまして、会議を進めてまいりたいと思います。会議の議事に先立ちまして、比留間市場長からあいさつがございます。

市場長あいさつ

比留間市場長 中央卸売市場長の比留間でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、本協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、日ごろから中央卸売市場の業務運営につきまして、ご指導、ご協力を賜っておりますことに心より御礼申し上げます。

本日の協議会でございますが、審議をお願いするのは中央卸売市場条例の改正についてでございます。内容は大きく二つございまして、一点目は、前回の協議会でもご審議いただきました卸売手数料の弾力化につきまして、本日は具体的な条例規則の形式に案をつくってございます。

二点目は、市場からの暴力団の排除でございます。これは昨年来、築地市場におきまして具体的な動きがありましたことを受けて、また、業界の皆様からも強い要望をいただきましたことを踏まえまして、条例の中に排除の規定を定めたいという内容でございます。どうぞ忌憚のないご意見をいただきまして、この内容をよりよいものにしていければと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

村山会長 ありがとうございます。あいさつは終わりました。ただいま比留間市場長からもお話がございましたように、諮問事項につきましては、東京都中央卸売市場条例の改正についてでございます。内容は、前回の協議会で説明がございました委託手数料弾力化に加えて、中央卸売市場における暴力団排除にかかわるものでございます。

議事

一・審議事項 東京都中央卸売市場条例の改正について

村山会長 それでは、審議を始めたいと存じます。

委託手数料弾力化と中央卸売市場からの暴力団排除につきましては、内容がそれぞれ大分異なっておりますので、それぞれ別々に審議を行いたいと思います。

まず、委託手数料弾力化についてでございます。これは前回、一月三十日、概要を事務局より説明していただいているところでございますが、引き続き審議に入らせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いしたいと思います。

荒井幹事 事業部長の荒井でございます。

お手元の資料に基づきましてご説明申し上げます。

委託手数料の弾力化についてでございます。今回の条例改正の理由ですが、卸売市場法の一部を改正する法律が平成十六年六月九日に公布され、卸売手数料については、卸売業者が提供する機能・サービスに応じて手数料率を設定することも可能となりました。具体的にどのような制度にするかは、五年の経過措置期間中に開設者が国の示した例をもとに定めることとされたため、都は、平成二十一年四月までに新制度を構築し、中央卸売市場条例の改正等、所要の改正手続を行う必要があります。

条例改正の概要は、規制緩和により卸売市場の活性化を図るとともに、卸売業者の健全な経営を確保し、新制度の安定的な運用を図ることにより、市場機能を強化することを内容としております。このため、委託手数料については、卸売業者の事前届出制として、卸売業者が、機能・サービス等取引実態に応じて、みずからの判断で委託手数料率を設定し、知事に届け出る制度といたします。これにより、卸売業者の創意工夫を可能とし、市場の活性化

を図るものでございます。

条文の改正は、第六十八条、第六十九条、第八十二条となります。新旧対照表で申し上げますと十二ページからになります。第六十八条の「委託手数料以外の報酬の收受の禁止」の項目は従前からございまして、従前はこの条例そのもので委託手数料を定めることになっていましたが、今回から、第八十二条の規定により知事に届け出られた委託手数料になりますので、アンダーラインの部分を変更いたします。第六十九条の第二項受託契約約款ですが、従前は手数料は定率でしたので、受託契約約款に手数料率を記載する必要はありませんでしたが、今回から受託契約約款の中にも委託手数料率を記載するものでございます。

二ページをござらんだきたいと思えます。第八十二条「委託手数料の率」が今回、一番大きく変わったところでございます。従前は取扱品目と率をこの条項で定めておりましたが、今回「卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならぬ」という届出制に変更いたします。第二項は「委託手数料の率の対象その他必要な事項は規則で定める」という形にしております。規則第六十三条で、これを受けて、「委託手数料の率の届出書等」を規則で定めます。第一項は届け出の様式、書類等について記載し、第二項で、前項の届け出後、一たん届けられた後という意味でございしますが、率を変更しないときは新たな届け出の必要を要としないとしてございます。

次に、卸売業者の健全な経営を確保するための方策です。新制度のもとで、卸売業者の健全な経営を確保するため、卸売業者と都の双方が経営状況を確認しながら手数料率を設定できるようにするとともに、万一、手数料率設定の影響によって経営が悪化した場合に開設者が是正できる仕組みを設けることといたします。

仕組みの一つは、事前調査です。手数料率の届け出に際し、事前に新料率設定の根拠等を調査することで、適切な料率設定を図る趣旨から、都は卸売業者に対して三年間の事業計画等の提出を求めます。都は提出された事業計

画と決算書類等及び卸売業者の説明から、卸売業者の財務の健全性を調査し、その妥当性を確認いたします。条例は、第八十二条第四項で「知事は、規則に定めるところにより前項の届出を行う卸売業者から、委託手数料の率が経営へ与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。」として、規則第六十三条の四「届出事項の説明等」という追加項目で「条例第八十二条第四項に定める卸売業者からの説明の聴取方法、時期等については別に定める。」という規定を設け、具体的なものは、さらに要綱で定めることにいたします。

委託手数料届出事項調査委員会の設置についてでございますが、料率を変更する場合は、卸売業者の経営に対する影響が大きいため、卸売業者が提出する事前説明資料について、専門的な見地からの検討を行う趣旨から、専門家による委託手数料届出事項調査委員会で調査することといたします。

さらに、開設者による料率の改善措置命令権を新たに規定いたします。これは、届け出後に、都が卸売業者に料率の改善措置を命ずることができることとするもので、条例第百二条第二項「改善措置命令」という項目を追加いたします。この改善措置命令の内容は「知事は、委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じること、公正かつ適正な取引がそなわれること又は卸売業者の財務の健全性がそなわれること等により生鮮食品等の円滑な供給に支障が生じると認めるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率その他の事項に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。」という新しい規定でございます。

次に、新制度を安定的に運用するための方策を盛り込んでおります。円滑に新制度へ移行し、出荷者が安心して卸売市場へ生鮮食品等を販売委託できる仕組みを整備するものでございます。このうち一つ目は、料率の細分化等による混乱等を防止するため、現行の取扱品目別手数料とすることでございます。四ページをごらんいただきましたと思います。規則第六十三条の二「委託手数料率の対象」という項目を規則に追加いたします。「条例第八十二条第二項に規定する規則で定める委託手数料の率の対象は、次の取扱品目とする。」ということ、現行と同じ九つの分類の取扱品目を規則で規定します。なお、規則第二項、削除とございますのは、現在、畜産物の価格安定に関する

る法律によりまして、独立行政法人農畜産業振興機構が売り渡す指定食肉の委託手数料率が百分の二と定められた規定が現在の規則にございますが、この規制が廃止されましたので、条文を削除いたします。

新制度を安定的に運用するための方策の二つ目は、料率届け出にかかる再変更制限期間の設置です。新たな料率を届け出る場合、卸売業者及び開設者双方が既存の料率に基づく直近の決算状況を分析した上で新料率について判断する趣旨から、料率の届け出に当たっては、最低二年間は再変更できないものいたします。条例では、第八十二条第三項に「卸売業者が知事に届け出た委託手数料の率は、規則の定める期間原則固定するものとする。」と規定し、規則第六十三条の三で、「条例第八十二条第三項に規定する規則で定める期間は二年とする。」と定めま。また、規則第六十三条の三の第二項では「条例第二百二条第二項に定める改善措置命令を受けた場合の期間は、委託手数料の率の変更をおこなった日から二年とする。」と定めております。

この規定については、制度発足時の特例を設けます。規則の附則として、第二条に経過措置を加えます。「第六十二条の三の規定にかかわらず、平成二十一年四月一日から適用する委託手数料の率に係る期間は三年とする。」というものでございます。また、この附則の第二項に「前項の規定にかかわらず、築地市場の卸売業者に係る期間は五年とする。ただし、築地市場の同一部類の卸売業者が一致して当該期間を五年とする必要がない旨の申出があったときは期間を三年とする。」という条項を加えます。新市場への移転を控え、移転準備経費の支出等通常と異なる決算状況が想定される築地の卸売業者について定めたものでございます。

また、周知の徹底についても規定を設けました。各卸売業者が異なる手数料率を設定することが可能になるため、すべての出荷者に対し料率が事前にわかるよう、卸売業者が事前に卸売場・事務所等に掲示して周知するほか、東京都はホームページに卸売業者各社の料率を掲載し周知の徹底を図ります。第八十二条第五項では「卸売業者は、第一項の委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。」という新しい規定を追加します。

以上が、新しい条例、規則に盛り込む条文の改正内容です。なお、お手元の別紙に条例、規則、要綱に関する取り扱いの関連がわかるよう資料を添付いたしましたので、ご参照いただきたく思います。

この条例改正のスケジュールですが、第二回定例会でご審議いただきまして、平成二十一年四月からこの届出制を実施するというものでございます。

村山会長　ありがとうございます。説明は終わりました。それでは、何かご意見、ご質問等がございましたら、この際ご発言をお願いしたいと思います。ございませんでしょうか。

羽根川委員　ここに二月四日付の業界紙があるのですが、この業界紙の報道によると、全国第三セクター市場連絡協議会というのがありまして、高崎市長が会長を務められている。その第三セクターの協議会の中で研修会が開かれて、東京青果の社長の川田さんが講師でその研修会に出席されて、今回の手数料の弾力化について発言をされている。この業界紙によると、川田社長は、当社の場合、料率を〇・五ポイント引き下げると、今の利益を維持するために今の五倍の売り上げが必要になる、よほどの大きなコストダウンができないと料率は変えられないのが今の私の判断だというふうに言われているのです。今の条例案の改正については、市場法の改正に伴って、こういう形で都としても条例を整備していくのだと。その内容についてはどうのこうのということはないのですが、この業界紙の報道でも、今の状況からいって、手数料の料率を大きく変更させること自体、卸売会社サイドから見ると非常に厳しいという発言をされているのです。

前回の第十回の協議会の中でも、伊藤委員のほうから、実際に手数料の弾力化によって値下げ競争が起こって市場の混乱を起こす、いわゆる取引に迷惑をかけるという発言もされているのです。水産は五・五、青果が八・五と、四月の出発時点で例えば水産については弾力化になりましたが、全社が五・五でやるよ、青果についてもこれまでどおりの料率でやるよというような形になったときに、公正取引委員会のほうから見て、これはちょっと法的に問題があるのではないかということにはならないのかどうなのか、そういう場合について伺いたいのです。

荒井幹事　ただいまのお話で、届け出られた料率が本社そろってきた場合、どのように考えるかということですが、私どもは、事前に話し合われたものでない限りは独占禁止法に触れない、問題ないという答えを公正取引委員会から受け取っております。

羽根川委員　料率が変わらなくても、公正取引委員会から問題にはならないという言を得ていると。

荒井幹事　談合等が行われず、各事業者の判断であれば、本社同率であってもカルテルにはならない、ということでございます。

村山会長　ほかに何かご発言ございましょうか。

　　ございませぬようでしたら、次に進みたいと思えますけれども、よろしゅうございませぬか。

（「はい」の声あり）

村山会長　手数料等の弾力化等につきましては、この協議会としては諮問内容を適当と認めるという形にさせていただきたいと存じますが、ご了承いただければよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

村山会長　それでは、そのようにいたしたいと思います。

　　続きまして中央卸売市場からの暴力団排除について審議を行いたいと思えます。

　　それでは事務局、説明をお願いいたします。

荒井幹事　それでは、お手元の資料の六ページをごらんいただきたいと思えます。

　　中央卸売市場からの暴力団排除についてでございます。趣旨ですが、近年、暴力団等の反社会的勢力はさまざまな経済活動を通じて、資金獲得をますます巧妙化させており、企業に与える被害が問題視されております。そのため、国は、平成十九年六月十九日付で「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を取りまとめ、暴力団等との関係遮断のための取り組みを推進することとしております。中央卸売市場におきましても、数多くの市

場関係業者が活動しており、今後、暴力団等による被害の発生を防止するとともに、暴力団等の影響を排除し、適正な市場秩序の維持と運営を確保していく必要があることから、条例改正を含めて対応していくものとございます。

この措置の内容ですが、三つございまして、一つは暴力団を排除するため、条例改正等、必要な規定の整備を行います。二つ目は、中央卸売市場における暴力団への対策を適切に推進するため、東京都中央卸売市場暴力団対策委員会（仮称）を設置して、暴力団に関する調査、審議、欠格事由の認定等を行います。

また、各場に暴力団等対策協議会（仮称）を設置して、暴力団等による被害防止と暴力団排除活動を推進するため、開設者と市場関係業者が連携して、情報交換・相互協力等を行うという措置をとりたいと思います。

七ページをござらしてください。このために必要な条例改正の概要です。一つは、条例に欠格事由の追加を行います。アに書きましたように、仲卸業者、売買参加者、関連事業者の許可・承認条項に新たな欠格事由を追加いたします。イは、その他の施設使用者、この中には卸売業者や組合等が入りますが、施設使用指定の許可条項にも新たに欠格事由を追加するというものでございます。新旧対照表では十六ページ以降になります。

まず、仲卸業者の業務許可ですが、第二十四条の四項という規定がございます。この規定は、「知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。」というもので、現行各号に八、九、十と新たな号を追加いたします。一つは、「申請者又は申請者が法人であつてその業務を執行する役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者」これらを暴力団員等と規定いたしますが、こういったものであるとき、また、九号では「申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。」十で、「申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。」このようなときには仲卸業務の許可を与えないという条項の追加でございます。

第二十八条では、この仲卸業務の許可の取り消しが定められております。「知事は、仲卸業者が次の各号のいずれ

かに該当するときは、その許可の取り消すものとする。」ということ、この中の第一号に、上記の八番から十番までに該当した場合には取り消すことを記載します。第三号にございますのは、業務の許可申請書に、誓約書を添付しますが、この中に暴力団でないことを誓約していただくというものでございます。

以下、第三十四条第四項は、売買参加者の承認の条文ですが、ここに同様の三点の内容を盛り込み、第三十六条は、承認の取り消し事由になるということ。また、この内容を記載した誓約書に違反した場合にも取り消しの事由になるという条文です。同様に、第三十八条第四項は流通補充業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の許可でございますが、この中にも同様の欠格条項と第四十二条で取り消し事由を加えます。

第八十八条第三項では、市場施設の使用指定の許可に当たって、暴力団員等でないこと等を加え、第九十二条で使用指定を取り消す要件を定めています。また、第一百一条の二で「指導及び助言」という項目を追加いたします。

これは、「知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対して、その業務又は会計に関し必要な指導及び助言をすることができ。」というのが第一項。第二項で施設使用者に対する同様の指導、助言ということで、暴力団対策等を含めまして、必要な指導及び助言を東京都ができるという形にして、総合的に取り組んでいこうという内容でございます。

その他の措置につきましては三つございます。アは、仲卸業者、売買参加者、関連事業者が許可あるいは承認申請時に提出する誓約書に欠格事項に該当していない旨の条項を追加するものです。イは、施設使用者に対して、欠格条項に該当していない旨の誓約書の提出を新たに義務づけます。ウは、警視總監に対する意見聴取及び警視總監からの意見提出にかかる条項を規定し、暴力団員等の照会等、警察と連携を図るものでございます。

規則第十二条第二項の仲卸業務の許可申請書及び添付書類の項目に、一は申請者が個人である場合、二は法人である場合ですが、それぞれ誓約書の書式に欠格条項を加えます。規則第二十二條の第二項は、売買参加者の承認申請書及び添付書類について、同様の規定を設けます。規則第二十五條第二項につきましては、流通補充業務、その

他関連事業者の条項でございます。

規則第六十八条は市場施設使用指定に当たつての申請書の中に新たに誓約書を徴するという規定の改正です。

十一ページでございます。第二百二十二条「許可等に関する意見聴取」は、警察との連携の規定で、知事は仲卸業者の許可等にあたって、暴力団員等に該当するか否かについて警視總監の意見を聞くことができるという定めでございます。また第二百二十二条の二は「知事への意見」として、知事に対し意見を述べることもできると定めており、これらの規定により警視庁との連携を図ることができるようになります。

以上が暴力団排除に関する条例改正の内容で、条例改正後、速やかに新制度として実施したいと考えております。暴力団対策につきましては以上でございます。

村山会長 ありがとうございます。

説明は以上のとおりでございますが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。どうぞ。

伊藤（宏）委員 この問題の発端になったのが、私どもの組合でございます。最初のころは、従来に沿ったままの対応をなさろうということで、私どもは非常に心配したのですけれども、早速このような対応をしていただきましたことで、私ども、ごく最近に事務連絡会等でこの件についての報告をいたしました。心から感謝申し上げます。これによってこういう問題が完全に排除できるだろう、我々も毅然たる態度でそういったことに臨もうということでも話し合いをいたしました。したがって、一言お礼を申し上げたいという気持ちでございます。以上です。

村山会長 ありがとうございます。

この件について、市場から何かございますか。

荒井幹事 今のお話は、既に報道もされておりますが、昨年、築地市場の水産仲卸の一家の経営が悪化しまして、別

会社を買収されたということがございました。この買収した会社の代表取締役は暴力団住吉会系の組長が就任して
おりました。二カ月後にこの組長は辞任いたしました。が、危機感を持って対応することにいたしました。代わった
代表取締役も業務経験がないということから、東京都は今年四月にこの会社の仲卸業務許可を取り消しました。条
例改正後は、こういったものにより速やかに対応できるものと考えております。

村山会長　ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。どうぞ。

山根委員　対策委員会あるいは対策協議会というのは、どういう方がなられるのでしょうか。警察の方が委員に入ら
れるのでしょうか。

荒井幹事　暴力団対策委員会（仮）は東京都の内部に設けます。事業部長を座長に、関係部課長と各場の場長をメン
バーとして、必要があるときには警視庁、その他関係機関の職員、弁護士あるいは学識経験者といった方たちに
席を求めまして、中央市場における暴力団等の排除に関する措置等について審議、協議していきいたいと思っており
ます。対策協議会では各市場において、都と卸売業者、仲卸業者、売買参加者などで構成して、地元の警察とも連
携いたしまして、場内における暴力団対策、排除等に関する意見交換、情報交換、啓発活動等を行うことを考えて
おります。

村山会長　よろしゅうございますか。

山根委員　はい。

村山会長　新しい規定でございますが、ほかにございませんでしょうか。

ほかにございませんようでしたら、中央卸売市場における暴力団排除につきまして、この協議会として諮問内容は
適当であるという結論で運ぶこととなりますが、よろしゅうございませうか。

（「異議なし」の声あり）

村山会長　ありがとうございます。それでは、先ほどの委託手数料弾力化、それからただいまの中央卸売市場からの暴力団排除に係る市場条例及び規則等については、原案のとおり答申するということが皆様のご了解をいただきたいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

村山会長　ありがとうございます。それでは後日、ただいまの答申案に基づきまして、会長より知事あて答申をさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしく願います。

それでは、今日の審議はこれをもって終わるわけでございますが、閉会の前に比留間市場長からご発言がございます。

比留間市場長　取引業務運営協議会の終わりに当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

ただいま、私どもの諮問の内容につきまして適当であるというご結論をいただきました。六月に開催されます都議会第二回定例会にこの内容で提案し、暴力団の対策につきましては、速やかに実施してまいりたいと思います。

それから、委託手数料の弾力化につきましては、さまざまなお意見もこれまでちょうどいしてございますので、来年の四月の円滑な実施に向けて、引き続き努力をしてみたいと考えております。今後とも中央卸売市場が活気のある市場として運営されますように、引き続きご支援、ご協力を賜れば幸いです。

本日はどうもありがとうございます。

閉　　会

村山会長　市場長のあいさつは終わりました。

前回の協議会に引き続いて本日も審議をいたしまして、答申をできる運びとなりました。皆様方のご協力に感謝

を申し上げまして、この協議会は、本日はこれをもって散会とすることといたします。
どうもありがとうございます。

午後二時〇九分 閉会